

消費者庁 任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁消費者制度課 政策企画専門職）

2 職務内容

消費者庁消費者制度課では、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案並びに推進に関することを幅広く所掌としており、現在、公益通報者保護制度の円滑な運用に係る業務を行っています。今回募集する職員は、消費者制度課係長級職員として、消費者制度課の課長補佐級職員等の指揮のもとで業務を行います。

具体的な業務としては、主として、同制度の見直しに向けた検討、関係行政機関との連携、通報・相談窓口の整備や適切な制度運営の促進、認証制度の導入・普及促進、公益通報ハンドブックの作成、全国各地での説明会・研修会の開催、公益通報者保護制度ウェブサイトを活用等による周知・啓発事業のほか、法解釈等をめぐる問い合わせ（公益通報者保護法のほか、消費者制度課の所管する法律関係の高度な問い合わせを含む）への助言、公益通報者保護制度の運用状況に関する調査（民間事業者・労働者向けアンケート調査、行政機関における施行状況調査等）、国際機関対応（OECD、APEC、ISO等）、情報公開請求への対応その他消費者制度課が所掌する政策の企画立案及び事務を行います。

3 募集人員

1名

4 募集対象

次のいずれかの学歴・職歴を有すること

ア 法律を専攻する大学院の修士課程、専門職学位課程又は博士課程を修了して修士、専門職学位若しくは博士の学位を取得した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有し、法学研究に関する研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が 10 年以上あること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員と
なることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがな
くなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入
した者。

5 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6 給与

任期付職員法に基づき支給します。

7 身分

国家公務員

8 雇用期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの期間（更新する場合あり）

9 勤務時間

原則として午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日は
除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇 20 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。
20 日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10 勤務地

消費者庁消費者制度課（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館）

11 応募書類

(1) 提出書類

ア 履歴書（様式自由、カラー写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、
取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※ 「内閣府事務官（消費者庁消費者制度課政策企画専門職）志望」と必ず明記してください。

イ 志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※ 研究経験がある方は、上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付してください。

※ 英語力(英検、TOEIC等)、法律知識(学位、資格等)、論理的思考力(法科大学院全国統一適性試験、SAT、GRE、GMAT、LSAT等)がある場合尚可。

※ なお、応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切 平成30年6月27日

※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

12 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

書類審査（一次選考）の後、面接（二次選考）を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13 連絡先

（業務内容）消費者庁消費者制度課

電話 03-3507-9166

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152